

<特別養子適格の確認> <特別養子縁組成立>

1 概要

特別養子縁組は、原則として15歳未満の養子となる者の福祉のため特に必要があるときに、養子となる者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、養親となる者との間の、実親子関係に準じる安定した養親子関係を、家庭裁判所が成立させる制度です。養親となる者は、配偶者のある原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。

家庭裁判所は、①実親による養子となる者の養育状況や実親が養子とすることに同意しているかどうか等を判断する特別養子適格の確認の手續と②養親となる者と養子となる者との適合性を判断して特別養子縁組を成立させる特別養子縁組成立の手續という二段階の手續によって特別養子縁組を成立させます。

①特別養子適格の確認と②特別養子縁組成立の各申立ては、児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合以外は、同時にする必要があります。

児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合には、その審判確定後6か月以内に②特別養子縁組成立の申立てをする必要があります。

2 申立人(申立てができる人)

- ・養親となる者

3 申立先

- ・養親となる者の住所地の家庭裁判所となります。
- ・養親となる者の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(養親となる者の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所(本庁)
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

養親となる者の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

(1) ①特別養子適格の確認の申立て

- ・収入印紙は必要ありません。
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×8枚、84円×12枚、10円×10枚
5円×8枚、2円×5枚、1円×5枚 (合計5163円分)

(2) ②特別養子縁組成立の申立て

- ・収入印紙・・・養子となる者1人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、84円×9枚、10円×10枚
5円×8枚、2円×5枚、1円×5枚 (合計2911円分)

5 申立てに必要な書類

(1) ①及び②を同時に申し立てる場合

- ・申立書各1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通（同じ書類は、1通で足りません。）
- ・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

(2) 児童相談所長が特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合

- ・申立書②1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通（同じ書類は、1通で足りません。）
- ・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の確定証明書1通（上記審判が確定していない場合は、確定後速やかに提出してください。）

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「**申立てや答弁書の住所の記載について**」及び「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

注 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙5 0 0 円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、84円×3枚、5円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

ò €ûS rz| Cv"cq|Ùpy Ã•IÉ\–Á‹u• \bqOjkZ^sWM•
%_d}ò rzò —½sy"Öv|ûSrzMSiy"ÖvJnq \bqZk`O}

Ö

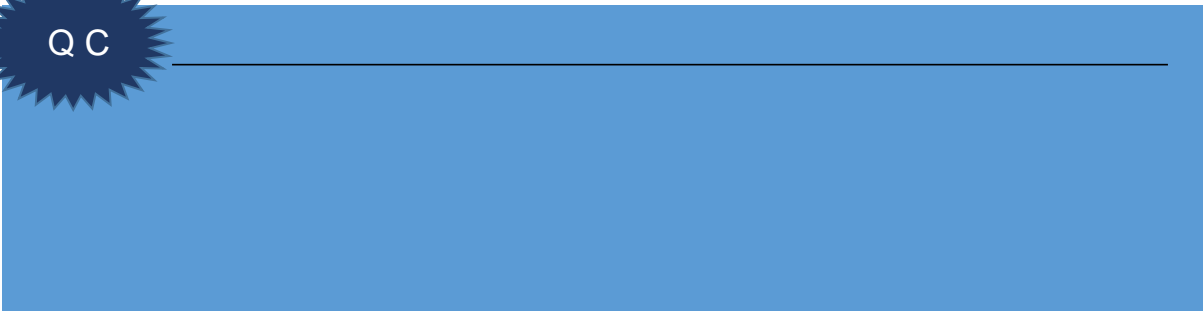
Ö |MSvvaf– CW
uOs§š—–èpα-• qšÁ+°yGv|ÜçÈñî–u¥v| Ü.«ñ
®α E•¥ •bq|

Ö

}

Öò____rz|MSv=y±ò– ê• \d–ss•v|ò :Övz|_
Ù =yÉS•í,bqZk`Oα \d–}ª•î vaf– CWM–Öû
z|î =v~MSv=sbq|î y <¶ êy±ò–• \bqZk`
O}¥}

ÖûS____rz| \`–j}ªz|l sbq|î v•"Éb%_d}î y
<¶ êαMSv=¥y±ò–• \bqZk`O}



Ö s}z|Qqy Æv“•|l sbqî OvûÉ`—%_d}
Ö yî z|MujWMSvv \bj}ªuy c€•ú g•d–^s
WrX%_d}
Öò rz|MSiW| ÊuëûO•h]uOVuyÆÚ•á,b| c
•ú gWîrsβÆ”——Öûvz’Fd–^sWM•%_d}
ÖûS rz|MujW \bj}ªuWûSyÁ‹s`—jÖûvUOq|
Muj•_J W s^È•è‹yv,bO©íW^c–Uh—WM–utsβ
Æ”——uOx•| î V”y c•ú gWMnjsXz|’F`—%_d}

